



国保年金課からのお知らせ

◎柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

保険証の使える整骨院、接骨院で受診しても、すべての施術が健康保険の対象とはなりません。次のことに注意してかかりましょう。

※医療費適正化の一環として、施術の内容（負傷原因、負傷部位、施術日等）をお尋ねすることがあります。

◎対象の可否

●健康保険の対象となるもの

- 骨折、不全骨折（ヒビ）、脱臼
- ※医師の同意書が必要です。ただし、応急手当の場合は不要です。
- 急性などの外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れなど）

●健康保険の対象とならないもの

- 日常生活における疲労、肩こり
- 運動による肉体疲労、筋肉痛
- 神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなどの病気からくる痛みやこり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 同じ原因により医療機関等で治療中の部位のもの
- 労災保険などの他保険の適用が優先されるもの など

◎はり・きゅう施術割引券

国民健康保険、後期高齢者医療制度では、被保険者の健康増進のため、はり・きゅう施術費の助成をしています。助成を受けるには、事前に申請して割引券の交付を受けてください。

※助成事業の実態把握のため、利用状況をお尋ねすることがあります。

◎対象

市内在住で、国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人

◎割引の対象施術

市に認定された施設で、末梢神経疾患および運動器疾患に係るはり・きゅうの2術の利用料

【施術を受けるときの心得】

1. **負傷した原因を正確に伝えましょう**
負傷の原因によっては健康保険が使えない場合があります。どのような原因で負傷したかをきちんと伝えましょう。
2. **施術所が作成する療養費支給申請書は必ず自分で署名しましょう**
負傷原因、部位、日数等の記載されている内容をよく確認して署名しましょう。
3. **領収書は必ず受け取りましょう**
領収書は必ず受け取り、内容を確認しましょう。医療費通知との照合ができたり、医療費控除で必要になったりしますので大切に保管しましょう。
4. **長引く場合は医師の診察を受けましょう**
長引く場合は、内科的な要因も考えられるますので、医師の診察を受けましょう。

◎割引額

- 初検料：200円
- 1術：700円
- 2術：800円

◎施術の制限

1日1回、1か月で10日以内

◎使用方法

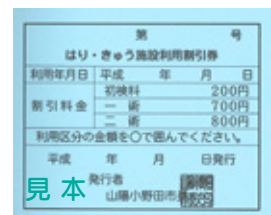
施設で保険証と一緒にその都度割引券を提示

◎申請方法

保険証と印判を持参し窓口で申請

◎申請窓口

国保年金課、山陽総合事務所市民窓口課、南支所、埴生支所



◎問い合わせ先 国保年金課 (082・1179)